

静岡文化芸術大学 第3期中期計画・第2期中期計画 対照表

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>（基本的な考え方）</p> <p>静岡文化芸術大学は平成12年4月に公設民営方式の学校法人として設立され、平成22年4月に静岡県を設置者とする公立大学法人に移行した。第1期中期計画においては、キャリア支援体制の充実、デザイン学部の1学部1学科への改編、全学的な新教育課程の導入、外国語教育強化などを実施した。続く第2期中期計画においては、入試関係部門を強化するとともに、文化政策学部学科横断型の「文明観光学コース」、デザイン学部「匠」領域という新たな教育プログラムを設置した。また、英語・中国語教育センターを発展的に改組した多文化・多言語教育研究センターの設置を決定した。さらに、開学20周年を契機に、本学の将来像を「遠州学林構想－設置組織と施設を中心とする中間答申－」（静岡文化芸術大学将来構想検討委員会から公立大学法人静岡文化芸術大学理事長宛て、令和2年9月）として公表し、第3期中期目標期間初頭に答申を固めるべく、現在長期的視野から議論している。</p> <p>1. 入学生の安定的確保</p> <p>少子化と18歳人口減少の中で、本学の教育を受けるに相応しい学生を安定的に確保する。また、留学生、定住外国人学生、社会人を含む多様な入学生の受入れを促進する。そのために、第2期中期計画において設置された入学試験・高校大学連携センターが中心となって高等学校との関係強化を図りつつ、入試広報を充実させる。</p> <p>2. 質の高い教育の維持</p> <p>第1期及び第2期に引き続き、知と実践双方に力を入れる本学の特色を活かした質の高い教育を維持する。そのために、各組織の連携をより強化し、入学から卒業まで一貫した教育を推進するとともに、学習支援及びキャリア支援を充実させる。また、時代の要請に応えうるよう学部・学科のあり方を見直し、必要に応じて教育課程の改正を行う。さらに、LMS（学習管理システム）の利用等により、ICTを活用した授業を実施する。併せて、学修者本位の教育を実現するため、FD活動による教育内容と教育力の向上を図るとともに、適切な成績評価基準の設定と各教員への浸透に努める。</p>	<p>＜基本的な考え方＞</p> <p>1 教育内容の充実による少子化時代への対応</p> <p>第1期中期計画においては、大学に対する社会的要請の変化を踏まえて教育内容のさらなる質的向上を企図し、デザイン学部の1学部1学科への改編、全学的な新教育課程の導入、語学教育強化などの施策を実行した。</p> <p>これを受けて第2期中期計画では、入試関係部門を強化し、本学の新たな教育内容及び入試情報等を高等学校関係者へ周知するとともに、文化政策学部の学部・学科の在り方についても検討を開始するなど、教育内容の一層の充実策を講じ、これによって、2018年度以降の18歳人口減少の時代に対応する。</p> <p>2 グローバル化に対応した教育内容の改善</p> <p>第1期中期計画では、英語・中国語教育センターの設置、語学教育の効率化を企図した時間割編成の集中化、取得すべき語学単位数の増加などを実施するとともに、フランス語・ドイツ語・イタリア語・韓国語・ポルトガル語・インドネシア語など多様な外国語を、国際文化学科の学生だけでなく全学部生が履修可能なように配置し、さらに外国の多様な文化や芸術についての講義、日本語・日本文化に関する教育と合わせて、双方向的なグローバル教育の充実を図った。</p> <p>第2期中期計画においては、英語・中国語教育センターの活動を一層充実させるとともに、留学支援の強化や国際交流の促進、外国人留学生及び定住外国人学生の積極的受入等を推進する。さらに浜松市周辺のグローバル企業や各種団体との連携の下、学生に国際会議補助や外国人来訪者との交流、企業の外国支社・工場等でのインターンシップなど、国内外において幅広く外国文化に触れる機会を提供するとともに、日本及び世界各地の地域文化と地域コミュニティについての理解を涵養することにより、地域を志向した特色あるグローバル教育を展開する。</p> <p>3 キャリア教育の推進及び卒業生との連携強化</p> <p>多角的な視点から進路支援を強化するとともに、生涯を通じたキャリア形成という長期的な視点に立ち、低学年からのキャリア・デザイン教育を拡充する。</p> <p>また、生涯学習社会の到来に対応した卒業後の展開、卒業生による進路支援への協力、ホームカミングデーの新設など、卒業生との連携を深め、双方向的な交流を実現する。</p>

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>3. 大学院教育の充実 大学院のあり方検討専門部会における検討結果に基づいて、学部教育との接続強化とともに、教育課程の見直し、自律的研究の充実を図る。また、文化政策研究科とデザイン研究科にまたがる実践的な教育・研究を推進するために両研究科の統合計画を作成する。同時に、博士課程の設置申請の準備を進める。</p> <p>4. 特色ある研究活動の推進 第2期中期目標期間中に策定した重点研究ビジョン「持続する社会のためのグローバルデザイン」のもと、両学部を融合させた研究を推進する。また、「遠州学林構想（中間答申）」に示された「グローバルデザイン研究所」（仮称）の実現に向けて、研究の組織体制を整え、研究の推進と情報発信を強化する。科学研究費補助金をはじめとする外部研究資金のさらなる獲得をめざし、教員への情報提供と意識啓発を図る。</p> <p>5. 地域貢献の強化 地域の自治体・企業等との連携をさらに強化し、受託事業や共同研究の受入れ、政策形成への協力を推進する。特に、浜松・遠州地域の企業、文化施設等と本学のネットワーク形成を推進する。また、「実践演習」など地域と連携した課題解決型の教育を通じて学生の地域志向を高める。同時に、フェアトレードやSDGsへの取組を通して、持続可能な地域社会の担い手の育成に努める。</p> <p>6. 地域志向のグローバル教育 グローバルな視野と地域の視点を併せ持つ人材を育成するための教育を推進する。多文化・多言語教育研究センターを中心として、日本人学生と外国人留学生、定住外国人学生等による多文化間対話と交流を促進する。また、「遠州学林構想（中間答申）」に示された滞在対話型交流拠点の形成に向けて、外国人留学生・研究者との協働の場を設けつつ、文化とデザインにおける独自のグローバル教育を実施する。</p>	<p>4 特色ある研究活動の推進 地域の活性化や人口流出防止など、静岡県・地域の重要課題への対応を研究活動の目標に設定し、本学の特徴的な両学部の専門領域を融合した特色ある研究活動を展開する。あわせて組織的に外部資金の獲得を追求する。</p> <p>5 地域貢献の強化 第1期中期計画に引き続き、静岡県・浜松市その他の周辺自治体、地域企業、地域の各種団体との人的交流を含む連携を強化するとともに、本学の研究活動や専門的知見を通じ、文化と芸術を中心として地域の発展と活性化に貢献する。 また、実践演習などの教育を通じ、学生の地域文化と地域企業への理解を深める一方、グローバル人材を育成し、地域企業の海外展開に資することによって、教育を通じた地域貢献を強化する。</p>

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）										
<p>第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期計画の期間 令和4年4月1日から令和10年3月31日までとする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期計画を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <table border="1" data-bbox="152 501 710 708"> <thead> <tr> <th>大学</th> <th>学部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">静岡文化芸術大学</td> <td>文化政策学部 デザイン学部</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> </tr> </tbody> </table>	大学	学部等	静岡文化芸術大学	文化政策学部 デザイン学部	大学院	<p>第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期計画の期間 平成28年4月1日から平成34年3月31日までとする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期計画を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1144 467 1711 675"> <thead> <tr> <th>大学</th> <th>学部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">静岡文化芸術大学</td> <td>文化政策学部 デザイン学部</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> </tr> </tbody> </table>	大学	学部等	静岡文化芸術大学	文化政策学部 デザイン学部	大学院
大学	学部等										
静岡文化芸術大学	文化政策学部 デザイン学部										
	大学院										
大学	学部等										
静岡文化芸術大学	文化政策学部 デザイン学部										
	大学院										
<p>第2 教育研究等の質の向上に関する計画</p> <p>1 教育 (1) 育成する人材 ア 学士課程 〔3ポリシーの一貫性〕 ・3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の一貫性と明晰性を検証し、必要に応じて修正する。【No. 1】</p>	<p>第2 教育研究等の質の向上に関する計画</p> <p>1 教育 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを学内に周知し、それが一貫性をもって推進されているか継続的に検証する。(No. 1)</p>										
<p>イ 修士課程 ・3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の一貫性と明晰性を検証し、必要に応じて修正する。【No. 2】</p>											

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>(2) 入学者受入れ ア 入学者受入方針 〔多様な学生の受入れ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人留学生、定住外国人、社会人、障害のある学生など、多様な学生の受入れを進め、本学で学ぶ意欲を持つ特長ある人材を安定的に確保する。【No. 3】 <p>〈数値目標〉 志願倍率（該当年度内に実施した学部一般選抜（前期・後期））：過去3年平均以上／毎年</p>	<p>2 入学者受入れ (2) 入学試験 イ 多様な学生の受け入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> 留学生、帰国生徒、社会人学生、定住外国人学生などの現況を調査し、その課題に対応した受入促進策を実施する。(No. 6) 障害を持つ学生の受入策について、ユニバーサルデザイン推進の一環として検討し、可能なものから実施する。(No. 7)
<ul style="list-style-type: none"> 大学院においては、学内進学者を確保するとともに、社会人や外国人留学生の受入れを促進する具体的な取組を実施し、入学定員を充足させる。【No.4】 <p>〈数値目標〉 大学院における入学定員の充足状況：100％／毎年</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化政策研究科においては、社会人向け専門講座の実施等により、多様な人材を確保する。(No. 8) <p>3 教育の内容 (2) 修士課程 ア 教育課程及び研究指導方法 〔文化政策研究科・デザイン研究科〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業生に対するリカレント教育の実施を検討し、可能であれば具体案を作成する。(No. 24) 〔文化政策研究科〕 社会人受入強化のため、人員増強を含めた体制整備を検討し、可能なものから実施する。(No. 26)
<p>〔入試広報の充実〕</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用して広報内容を充実させ、特色ある教育研究など本学の魅力を幅広い受験者層に効果的に広報する。【No.5】 	<p>ウ 入試広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> アクティブラーニングによる教育活動やグローバル人材育成の状況など、高校側のニーズを的確に把握した広報を展開する。(No. 9) 浜松市及び周辺地域の特性を活かした教育活動等に関する情報を、積極的に発信する。(No. 10) 進路指導担当の高校教員や保護者に対し、本学の特色や魅力を伝える取組をより効果的に実施する。(No. 11)

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>[入試関連組織の機能強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内の連携を強化して、デジタル技術の活用による情報共有を進め、入試関連事業を改善する。【No.6】 	<p>(1) 入学試験関連組織の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高大連携、入試制度、入試広報などを包括的に取り扱う入学試験・高校大学連携センターを設置するとともに、その運用状況を検証し改善する。(No. 2)
<p>[入学試験の改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験生の資質を多面的・総合的に評価するため、大学入学共通テストの利用法、個別選抜の方法、外部検定の活用法などを検討し、入学試験の内容を改善する。 ・入学試験等の改善に活かすため、入学後の追跡調査により受験生の資質評価法を検証する。【No.7】 	<p>(2) 入学試験</p> <p>ア 入試内容・入試制度の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校の新学習指導要領や大学入学希望者学力評価テスト（仮称）に的確に対応するとともに、個別選抜の方法を改善する。(No. 3) ・入試における外部検定の活用を検討し、導入可能な入試区分から導入する。(No. 4) ・入試制度等の改善に活かすため、入学後の追跡調査により入試制度の検証を行う。(No. 5) <p>(3) 高等学校との連携</p> <p>イ 高等学校基礎学力テスト（仮称）への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校基礎学力テスト（仮称）を、アドミッション・ポリシーに基づく選抜や入学生の基礎学力把握などに活用する具体案を作成する。(No. 14)
<p>イ 高等学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲の高い学生を確保するため、高校への出張授業、高校教員向け授業見学・説明会、懇談会を通じて本学の魅力を伝え、高等学校との連携を強化する。【No.8】 	<p>ア 高等学校との関係強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入試改革や英語教育における4技能評価の問題など、高校・大学での学習内容にまで踏み込んだ意見交換等を通じ、県内高校との関係を強化する。(No. 12) ・アカデミック・チャレンジなど静岡県や教育委員会と連携した高大連携事業や本学独自の企画によって、高校生が高度な学術研究に触れる機会を提供する。(No. 13)
<p>(3) 教育の内容</p> <p>ア 教育内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の主体的な課題発見・解決能力向上のため、アクティブラーニングの手法を取り入れた教育を充実させる。【No.9】 	<p>3 教育の内容</p> <p>(1) 学士課程</p> <p>イ 教育方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の主体的な課題発見能力・解決能力の向上のため、実践演習など 企業・地域等と連携した教育を充実させる。(No. 19)
<ul style="list-style-type: none"> ・教育のデジタル化を進め、授業の特性に応じて対面とオンラインを適切に組み合わせる最適な方法を用い、学修者本位の教育を行う。【No.10】 	<ul style="list-style-type: none"> ・eラーニング等、高度なメディアを利用した教育方法を取り入れる。(No. 20) ・FD活動の一環として、eBOOKの利用を含むeラーニングなどの教育支援システムの活用法を研究し、具体的な導入案を策定する。(No. 37)
<ul style="list-style-type: none"> ・教育内容の質の向上を図るため、他大学との連携を強化し、単位交換や交換授業などの取組を検討する。【No.11】 	

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>(ア) 学士課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文明観光学コース、匠領域を含む新しい教育課程の成果を検証し、必要に応じて改善する。【No.12】 	<p>(1) 学士課程</p> <p>ア 教育内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新教育課程及び語学教育強化策等の検証を行い、必要に応じ改善する。(No. 15) ・地球規模で人類の営みをたどる文明史の観点から観光を捉え、観光産業と芸術文化活動を融合できる能力を持った人材を育成するカリキュラムを編成する。(No. 16-2) ・伝統建築・伝統工芸において受け継がれてきた知識や技能を理解し、現代にふさわしい空間や工芸物を提案できる人材を育成するカリキュラムを編成する。(No. 16-3)
<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に再課程認定を受けた、教職課程の成果を検証する。【No.13】 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化政策学部の学部・学科の在り方の検討と並行して、教職課程の将来構想を策定する。(No. 16)
<ul style="list-style-type: none"> ・社会の要請と学生の志向の変化に対応して、学部、学科、コース、領域のあり方を見直す。【No.14】 	<p>イ 教育方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クオータ学期制、副専攻制、サマースクール制度などについて調査・検討を行い、必要に応じ導入する。(No. 21)
<p>(イ) 修士課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了生の活動状況の検証等に基づく大学院の教育課程の見直し、デジタル技術の活用等による教育・研究の充実を図るとともに、学部教育との連続性を高める。【No.15】 	<p>(2) 修士課程</p> <p>ア 教育課程及び研究指導方法</p> <p>[文化政策研究科・デザイン研究科]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了生の進路及び活動状況を検証し、教育内容に反映させる。(No. 23) <p>[文化政策研究科]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化政策学部の学部・学科の在り方の検討との関連も踏まえ、教育内容と教育体制を再検討し、必要に応じ改善する。(No. 25) <p>[デザイン研究科]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部教育から連続した一貫教育を展開する。(No. 27)
<ul style="list-style-type: none"> ・「共同プロジェクト実践演習」などにより、両研究科にまたがる実践的教育を実施する。【No.16】 	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化政策研究科とデザイン研究科にまたがる実践的な教育・研究を推進するために両研究科の統合計画を作成するとともに、博士課程の設置を検討する。【No.17】 	

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>イ 成績評価 〔学士課程〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPA, CAP制が適正に運用されているかを検証し、必要に応じて迅速に改善する。【No.18】 	<p>(1) 学士課程</p> <p>ウ 成績評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPAやCAP制について検証を行い、必要に応じ改善する。(No. 22)
<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・ポリシーを策定し、3ポリシーの適正な運用・検証に努める。【No.19】 	
<p>〔修士課程〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両研究科の統合を見据えた成績評価の方法の明確化と評価基準の策定に取り組む。【No.20】 	<p>(2) 修士課程</p> <p>イ 成績評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学修成果を担保する成績評価の在り方及び修士論文・修了制作の評価の在り方を検討し、必要に応じ改善する。(No. 28)
<p>(4) 教育の実施体制等</p> <p>ア 教員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部及び大学院の教育課程の改正に応じて適正な教員配置を進め、教育活動を一層充実させる。【No.21】 	<p>4 教育の実施体制等</p> <p>(1) 教員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育内容の充実と教員負担軽減のために、教員の適正配置について検証を行い、必要に応じ改善する。(No. 29) ・各種委員会の専門性を高めるための委員任期の延長や、組織の統廃合を含めた見直しによる委員定数の削減などを実施するとともに、会議の開催・運営を効率化する。(No. 32) ・会議内容の重複を回避するため、学科会議機能の一部を学部教授会へ集約化する。(No. 33)
<ul style="list-style-type: none"> ・学部、学科及び研究科を超えた複数教員による指導体制を強化するとともに、授業等において学外の人材を積極的に活用する。【No.22】 	<ul style="list-style-type: none"> ・2つの学部の融合を促進するため、演習その他における所属を超えた教員の協力関係をさらに強化する。(No. 30) ・招聘客員教授あるいは海外協定校の教員など、学外の人材による講義等の機会を増やす。(No. 31)
<p>イ 教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の主体的・能動的な学習を促進するため、ハード・ソフトの両面から教育環境を整備する。【No.23】 	<p>(2) 教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の主体的・能動的な学習を促進するため、学内施設の利用状況及び利用方法を検証し、施設の利用時間延長、グループ学習のためのスペース設定などを実施するとともに、必要機材の整備を行う。(No. 34) ・アクティブラーニングやeラーニングを促進するため、学内の広域Wi-Fi化を実現する。(No. 35)

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>ウ 教育力の向上 (7) 教育力の向上 ・ファカルティ・ディベロップメント活動の充実、参加の促進により、教育・指導方法の向上を図る。【No.24】 〈数値目標〉 F D研修参加率：75%以上／毎年</p>	<p>(1) 学士課程 イ 教育方法 ・F D（ファカルティ・ディベロップメント）活動を通じて、2つの学部の融合を促進するような授業運営や、教職員の学生指導の在り方を確立する。(No. 17) 4 教育の実施体制等 (3) 教育力の向上 ・学生の主体的・能動的な学習の強化を目指したF D活動の展開など、F D活動を充実・強化する。(No. 36)</p>
<p>・入試、教務・学生、キャリア支援に関わる各部署間の情報共有と連携の強化により、学生の希望の実現に向け、入学から卒業まで一貫した教育を行う。 【No.25】</p>	
<p>(イ) 教育活動の改善 ・学生の意見をきめ細かく収集するため、授業評価の方法を改善し、学修成果を多面的に検証する。【No.26】</p>	<p>4 教育の実施体制等 (4) 教育活動の改善 ・教育内容の向上に利用できるよう学生授業評価を改善するとともに、演習、ゼミ、研究科科目などについても、履修者の意見を収集する方法を検討し試行する。(No. 38) ・ポートフォリオや外部テスト等による学修成果の検証を行う。(No. 42)</p>
<p>・外部試験の活用により、学生の学修成果を客観的に検証し、教育活動を改善する。【No.27】 〈数値目標〉 英語の学修成果（在籍期間中のTOEICスコア）：800点以上を取得する学生数26人以上 700点以上を取得する学生数64人以上 600点以上を取得する学生数167人以上／毎年 中国語の学修成果（年度毎のHSK取得）：3級以上を取得する学生数42人以上／毎年</p>	<p>・4技能評価等も加えた新たな外部テスト等の導入により、学生の英語力の検証を行う。各年度の年度計画において、新たな基準を設定するまでは現行のTOEIC I Pテストにより、新基準導入後はこれによる目標値を設定する。(No. 39) ・中国語履修者へのHSK受験を促進し、これによる学修成果の検証を行う。(No. 40)</p>
<p>・卒業生に対する学修成果の調査を行い、結果を検証して、授業やキャリア支援に反映させる。【No.28】</p>	<p>・卒業生等に対する学修成果の調査方法を検討し、調査を実施するとともに、調査結果を教育内容に反映させる。(No. 41)</p>

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>(5) 教育研究組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 学部と大学院の接続、「遠州学林構想（中間答申）」に示された「グローバルデザイン研究所」（仮称）の設置を視野に入れて、社会情勢や地域のニーズに対応した教育研究組織の見直しを行う。【No.29】 	<p>4 教育の実施体制等</p> <p>(5) 教育研究組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化政策学部の在り方について、学部・学科名称及び学科編成、デザイン学部を含めた学生定員等もあわせて検討し、必要に応じ改善する。学科編成にあたっては、観光に関する学科（コース）等の設置に取り組む。(No. 43) デザイン学部の1学科5領域体制について、教育効果、進路状況等を踏まえた検証を行い、必要に応じ改善する。体制についての検証を進める中で、匠関連領域の設置に取り組む。(No. 44)
<p>(6) 学生への支援</p> <p>ア 学習・生活支援</p> <p>〔学習支援〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学科が行っている担任制、チューター制などを通じて、個々の学生の学習支援を強化する。【No.30】 	<p>5 学生への支援</p> <p>(1) 学習支援</p> <p>ア 学習環境・学習支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生の主体的・能動的な学習を支援するため、担任制・チューター制、SAの活用など、人的サポートによる学習支援体制を強化する。(No. 45)
<ul style="list-style-type: none"> 現行のステューデントアシスタント（学部生）の運用を改善し、新たにティーチングアシスタント（大学院生）を導入する。【No.31】 	<p>(1) 学士課程</p> <p>イ 教育方法</p> <ul style="list-style-type: none"> SA（ステューデント・アシスタント）の役割・目的を明確にし、SAとなる学生の意欲を向上させる。(No. 18)
<p>〔多様な学生への支援〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ピアサポートや長期履修制度の積極的な活用を促し、障害のある学生への支援体制を強化するとともに、多様な学生への教職員及び学生の理解を促進する。【No.32】 	<p>イ 社会人・留学生・障害のある学生など多様な学生への支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員協働体制を推進し、支援内容に応じた資格や能力を持った適切な人材を配置するとともに、学生ボランティアによるピア・サポーターを育成するなど、多様な学生への支援を強化する。(No. 47) 発達障害など学生の障害に対する教職員の理解を深めるため、全学的な研修を行う。(No. 48)
<p>〔生活支援〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生生活実態調査等によって学生の諸問題を把握し、心身両面において必要な支援を行う。【No.33】 	<p>(2) 生活支援</p> <p>ア 健康管理及び生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生生活実態調査を継続し、学生の心身両面における健康と生活上の諸問題を把握し、改善する。(No. 49) 学生の健康管理の一環として、大学生協と連携し、食堂の活用方法等を検討し、可能なものから実施する。(No. 50)
<ul style="list-style-type: none"> 国の修学支援制度と本学の授業料減免制度を活用して、必要な学生へ行き届く経済支援を行う。【No.34】 	<ul style="list-style-type: none"> 授業料等の減免制度を周知し、経済的な支援を必要とする学生に対する学資支援を拡充する。(No. 51)

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<ul style="list-style-type: none"> 留学生SAやピアサポート、留学生ガイダンスの実施などにより、外国人留学生への支援を行う。【No.35】 〈数値目標〉 受入れ留学生ガイダンス実施回数：6回以上／毎年 	<ul style="list-style-type: none"> 留学生に対して、学内情報の案内、教職員や日本人学生との交流の促進、日本語習得の支援など、学習環境を充実させる。(No. 46)
<p>イ 自主的活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の社会活動に関する情報提供や、学内施設の貸出などにより、学生の自主的活動を支援する。【No.36】 	<p>イ 自主的活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 学内施設の使用を容易にすることにより、学生の居場所を確保し、学生の自主的な活動を支援する。(No. 53)
<p>(7) キャリア教育と進路支援 [キャリア関連組織の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> 学内の連携を強化して、情報共有を進め、キャリア教育と進路支援をさらに充実させる。【No.37】 	<p>6 キャリア教育と進路支援 (1) キャリア教育関連組織の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリア教育、進路支援、卒業生との連携、卒業後教育等を包括的に取り扱うキャリア・センターを設置する。(No. 54)
<p>[キャリアデザイン教育の充実]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1年次からの教育、教養・専門教育においてキャリアへの意識啓発を促し、キャリアデザイン教育を強化する。【No.38】 	<p>(2) キャリア・デザイン教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会で仕事をしていく上で必要な基礎力を身に付け、生涯を通じたキャリア形成を考えさせるため、1年生の段階からキャリア教育を行う。(No. 55)
<p>[学生の特性に合わせた進路支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> デザイン、文化団体など本学特有かつ就職情報が少ない分野について、ノウハウの蓄積及び情報提供を行う。【No.39】 	<p>(3) 進路支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 学部の特性に合わせた進路支援を行う。(No. 56) 履修状況や進路選択等について、面談会その他、保護者と教職員の情報共有の方法を検討し、試行する。(No. 57)
<p>[企業との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業訪問により採用側のニーズ把握等を行い、得られた情報を学生に発信し、効率的な就職活動を促す。【No.40】 	<p>(4) 企業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生の能動的な就職活動を促進するため、自発的なインターンシップを強化して、平成33年度においては参加学生数75名以上を目指す。(No. 58) 2年生を中心に職業的な知識やスキル、働き方を学ぶため、企業と連携した就労体験等を行う。(No. 59)
<ul style="list-style-type: none"> 地域の企業の魅力を学生に向けて発信し、理解促進を図る。【No.41】 〈数値目標〉 大学主催の就職支援事業の参加率：45%以上／毎年 就職率：100%／毎年 県内就職率：過去3年平均以上／毎年 	<p>(5) 県内企業の魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生の県内への定着を図るため、県内の行政機関等と連携して、学生に対し県内の魅力的な企業を紹介し、学生の県内企業への認識を深める。(No. 60)

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>(8) 卒業生との連携とリカレント教育の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 同窓会との連携強化、卒業生と在学生との交流の機会提供により、卒業生の大学教育への参加・協力を促進する。【No.42】 	<p>7 卒業生との連携と卒業後教育</p> <p>(1) 卒業生との連携及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業生全員の同窓会加入を目指し、大学側の協力により同窓会組織を拡充するとともに、同窓会の意義を在学生に周知するため、卒業生と在学生との交流活動を行う。(No. 61) 大学と卒業生の連携を強化し、入学生の確保や就職先の開拓等に活かす。(No. 62)
<ul style="list-style-type: none"> 社会人聴講生制度や公開講座等を活用するとともに、社会人がより参加しやすい教育機会の提供方を検討し、リカレント教育を促進する。【No.43】 <p>〈数値目標〉 社会人学生数（正規の学生及び科目等履修生）：過去3年平均以上／毎年</p>	<p>(2) リカレント教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 英語・中国語教育センター及び両研究科の活動への卒業生の参加を可能とする等、リカレント教育を実施する。(No. 63)
<p>2 研究</p> <p>(1) 社会の発展に貢献する研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点研究ビジョン「持続する社会のためのグローバルデザイン」のもとに、両学部を融合させた研究や他大学と連携した研究を推進する。【No.44】 <p>〈数値目標〉 論文数、研究作品数（機関リポジトリ登録数）：対前年増／毎年</p>	<p>8 研究</p> <p>(1) 社会の発展に貢献する研究の推進</p> <p>ア 重点的研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 静岡県や地域社会の課題解決、発展に資する重点目標研究領域を設定するとともに、研究成果発表会などを通じ、研究成果を地域に還元する。(No. 64) 本学の特徴である2つの学部の融合を促進させる研究活動を推進する。(No. 65)
<ul style="list-style-type: none"> 科学研究費補助金等の外部資金や学内研究費を活用して、学内及び他大学との共同研究を促進する。【No.45】 	<p>イ 広範な研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学内の個人研究費や特別研究費を活用し、学外の研究者を含めた共同研究を促進する。(No. 66)
<ul style="list-style-type: none"> 地域の企業、自治体等との共同研究、受託研究、受託事業の受入れを推進するとともに、特色ある研究を強化し、その成果を地域に還元する。【No.46】 <p>〈数値目標〉 受託事業、受託研究、共同研究の受入件数：過去3年平均以上／毎年</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地元産業界や行政との連携を深め、共同研究、受託研究を推進する。(No. 67) <p>9 地域貢献</p> <p>(2) 地域の自治体・企業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域社会及び産業の活性化に貢献するため、地域の自治体や企業からの受託事業等（共同研究、受託研究含む）の受入れについて、中期目標期間6年間の総数が、平成22年度から平成27年度までの総数に比し20%以上の増加を目指す。(No. 78)

資料 4

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>(2) 研究実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 「遠州学林構想（中間答申）」に示された「グローバルデザイン研究所」（仮称）の設置を視野に入れた組織体制を整備する。【No.47】 	<p>8 研究</p> <p>(2) 研究実施体制</p> <p>ア 研究の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究推進及び研究成果発信のための組織として文化・芸術研究センターを再編し、人員配置や研究費関連事務の一元化・簡素化を含めて機能を強化する。(No. 69)
<ul style="list-style-type: none"> 科学研究費補助金等の外部資金への申請率を高め、申請・採択件数の増加を図る。【No.48】 <p>〈数値目標〉</p> <p>科学研究費補助金の教員の申請率：30%／第3期最終年度</p> <p>外部資金（科研費等）の獲得件数：過去3年平均以上（国財団助成含む）／毎年</p> <p>外部資金（科研費等）の獲得金額：過去3年平均以上（国財団助成含む）／毎年</p>	<p>イ 研究環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学研究費補助金等の競争的外部研究資金に係る、応募及び獲得件数増加に向けた研究支援体制を充実させる。(No. 70) 科学研究費補助金等獲得件数について、中期目標期間6年間の新規獲得件数の総数が、平成22年度から平成27年度までの6年間の総数に比して20%の増加を目指す。(No. 71)
<p>(3) 研究成果の評価及び研究倫理の徹底</p> <p>ア 研究成果の評価及び改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果について、学外の意見や評価を反映させる方法を検討するなど、評価の仕組みを改善するとともに、積極的に情報発信する。【No.49】 	<p>(3) 研究活動の評価及び管理</p> <p>ア 研究活動の評価方法の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果発表会の継続開催や研究成果の報告・公表を徹底するとともに、研究成果を検証、評価する仕組みを構築する。(No. 72)
<ul style="list-style-type: none"> 新たにアーカイブズセンターを設置し、研究成果や資料の収集、整理、保管、利用管理を適切に行う。【No.50】 	<p>(1) 社会の発展に貢献する研究の推進</p> <p>イ 広範な研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「静岡文化芸術大学10年史」の編纂作業の経験を継承し、大学関係資料の整理・保存・管理及び利用体制を整備する。(No. 68)
<p>イ 研究倫理</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究倫理教育を徹底し、研究活動の不正行為に対する教員の意識向上を図る。【No.51】 	<p>(3) 研究活動の評価及び管理</p> <p>イ 研究倫理の周知・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学省）に基づき研究倫理に関する規程を整備し、研究者及び学生に対し定期的な研究倫理教育を実施して研究倫理意識の醸成を図る。(No. 73)
<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、コンプライアンス教育を徹底し、研究費の不正使用を防止する。【No.52】 	<p>ウ 研究費の不正使用の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究費の執行及び管理に係る規程、体制を整備するとともに、コンプライアンス教育の定期的な実施、受講の義務化を行い、研究費の不正使用を防止する。(No. 74)

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>3 地域貢献 (1) 地域社会との連携 ・遠州地域の自治体、企業、文化施設等と本学のネットワーク形成を推進し、地域産業のイノベーション創出や地域の活性化に寄与する。【No.53】</p>	<p>9 地域貢献 (1) 地域社会との連携 ・地域の文化と芸術を支える人材を育成するため、公開講座、公開工房を継続し、中期目標期間6年間の参加者総数が、平成22年度から平成27年度までの6年間の総数に比して5%の増加を目指す。(No. 75)</p>
<p>・公開講座、公開工房等、地域の市民に向けた生涯学習の機会を提供する。【No. 54】 〈数値目標〉 公開講座等の参加者数：過去3年平均以上／毎年</p>	<p>・「地域連携実践演習」などの科目を通じて、学生が地域の課題を理解し、その解決に向けた方策を企画立案・実践することによって、大学と地域のつながりを強化する。(No. 77)</p>
<p>・「実践演習」など、地域課題解決に取り組む教育を通じて学生の地域志向を高める。【No.55】 〈数値目標〉 地域連携演習等取組者数：第2期平均以上／毎年</p>	
<p>・フェアトレード大学としての実践をはじめとするSDGsへの取組を通じて、地域社会に貢献するとともに、持続可能な社会の担い手を育成する。【No. 56】</p>	
<p>(2) 地域の自治体・企業との連携 ・研究成果の還元や地域での実践的な教育・活動を通して、地域の企業や団体、地域住民等との連携を強化する。【No.57】</p>	<p>(2) 地域の自治体・企業との連携 ・研究成果を地域社会に還元し、地域課題の解決や活性化に取り組む。(No. 76) ・グローバル教育の観点から、海外インターンシップも含めた企業との連携を促進する。(No. 79)</p>
<p>・自治体等の審議会・委員会への教員の参画を通して、政策形成や地域の人材育成を支援する。【No.58】</p>	<p>・地域自治体の推進する各種プロジェクトに関連した研究への参加・協力、各種審議会・委員会等への参画、委託生の受入れなどを通じて、自治体の政策形成や人材育成を積極的に支援する。(No. 80)</p>
<p>(3) 県との連携 ・静岡県が実施する各種事業に協力するとともに、政策形成及び各種施策の推進を支援する。【No.59】</p>	<p>(3) 県との連携 ・静岡県の推進する各種プロジェクトに関連した研究への参加・協力、各種審議会・委員会等への参画などを通じて、静岡県の政策形成を積極的に支援する。(No. 81)</p>

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>(4) 大学との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究及び大学運営の様々な問題について県立大学をはじめとする国内外の大学との連携を強化し、教育研究の質の向上に取り組む。【No.60】 	<p>(4) 大学との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究・教育における静岡県立大学との連携を強化する。(No. 82)
<ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムを通じた大学間連携をさらに推進する。【No.61】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムの活動に積極的に参画するとともに、同西部地域連携事業実施委員会の事務局として、西部地域の大学間連携を積極的に推進する。(No. 83)
<p>(5) 誰もが理解し合える共生社会の実現への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異なる言語や文化的背景を持つ人々、障害者や性的マイノリティなど、様々な人々がともに学ぶことのできる環境づくりに努める。【No.62】 	<p>(5) 多文化共生の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の多文化共生を推進する拠点として、本学を機能させる具体策を検討し、可能なものから実施する。(No. 84) ・外国人留学生や定住外国人学生を活用した多文化共生の推進策を検討し、実施する。(No. 85)
<p>4 グローバル化</p> <p>(1) グローバル教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多文化・多言語教育研究センターを中心に、地域の特性を生かした多文化間の対話・交流を通して、全学的なグローバル教育を推進する。【No.63】 	<p>10 グローバル化</p> <p>(1) グローバル人材育成のための国際交流強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流に係る専門担当者を配置し、協定校との情報交換など各種情報の集約、学生への情報発信、留学案内、留学生受入体制の整備などを実施する。(No. 86)
<ul style="list-style-type: none"> ・「遠州学林構想（中間答申）」に示された滞在対話型交流拠点の形成を視野に入れて、外国人留学生・研究者や地域で暮らす外国人等との交流を深める。【No.64】 	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生と日本人学生が共同生活する場を設けることを検討し、可能なものから実施する。(No. 52)
<p>(2) 留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学独自の制度と各種の奨学金を活用して、派遣及び受入れ留学生、語学研修参加者への経済的支援を行う。【No.65】 	<p>(2) 留学支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由で留学が難しい学生を支援するため、各種の奨学金を活用する。(No. 88) ・休学して留学する学生の実態を把握し、必要な支援を行う。(No. 89) ・語学研修等の実施に当たり、企業等の活用による合理化を検討し、可能なものから実施する。(No. 90)
<ul style="list-style-type: none"> ・海外インターンシップの拡充等により、留学や研修の機会を増やすとともに、日本語学習支援や生活支援等の受入体制の充実により、外国人留学生を積極的に受け入れる。【No.66】 <p>〈数値目標〉</p> <p>受入れ留学生数：40人／毎年</p> <p>派遣留学生数：長期留学 22人／毎年 短期留学 50人／毎年（語学研修含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域企業と連携して、語学修得だけに留まらない海外インターンシップを推進する。(No. 87) <p>(3) 留学生等の積極的受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生宿舎の確保、海外に向けた広報活動の展開などにより、外国人留学生数を増加させる。(No. 91) ・外国人留学生受入目標を、平成33年度において50人とする。(No. 92)

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>(3) 海外の大学等との交流の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術の活用も含め、協定校等との共同研究、シンポジウム、ワークショップ、研究者間の交流を促進する。【No.67】 <p>（数値目標） 海外の教育研究機関等との共同事業の実施： 第3期累計 20 件</p>	<p>(4) 海外の大学等との交流の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 交換、交流留学先を拡充し、平成 33 年度において、下記の数値を目標とする。 （No. 93） 交流協定締結校数 20 校 海外派遣学生数（語学研修含む） 60 人（年） <p>(5) 研究者の交流</p> <ul style="list-style-type: none"> 協定締結校との共同研究や研究者を招いてのシンポジウムなど、研究者間の交流を推進する。（No. 94）
<p>第3 法人の経営に関する計画</p> <p>1 業務運営の改善</p> <p>(1) 組織が一体となった戦略的な業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長兼学長のガバナンス機能の強化を図り、迅速な意思決定のもと、サービスの受け手の満足度向上を目指して業務運営の改善に取り組む。【No.68】 <p>・各種委員会や会議での意見交換等、開かれた議論を通じて、役員、教員及び事務職員が、大学の方針に係る共通認識を持ち、連携して業務を遂行する。【No.69】</p>	<p>第3 法人の経営に関する計画</p> <p>1 業務運営の改善</p> <p>(1) 有機的かつ機動的な業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人経営・大学運営について、引き続き理事長・学長のガバナンスが十分機能するよう充実・強化を図り、本学にふさわしい法人経営、大学運営を推進する。（No. 95） <p>・業務執行に当たっては、学生、保証人（保護者）、教職員、自治体、地域住民等、それらのサービスを受ける相手の立場やニーズを十分に汲み取り、その満足度を高める。（No. 98）</p> <p>・全ての教職員が大学の目指すミッションを共有して業務運営に当たるとともに、一層の教職員協働を推進する。（No. 96）</p>
<p>・当中期目標期間初頭に「遠州学林構想」の答申を固め、以後その具体化を推進する。【No.70】</p>	
<p>(2) 人事の運営と人材育成</p> <p>ア 人事制度の運用と改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員のインセンティブ向上のため、活動評価制度の検証と公平性・透明性を増すための改善を継続する。 プロパー職員の計画的な採用とともに、業務の特性に応じた、多様な人材の雇用と適材適所の配置を進める。【No.71】 	<p>(2) 人事の運営と人材育成</p> <p>ア 人事制度の運用と改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員活動評価制度の内容や評価結果の活用等の検証や改善を行い、的確な運用と定着を図る。（No. 99） 定数管理計画に基づく適切な人員管理を行う。（No. 100） 教育研究の質を高めるとともに、業務の繁閑に対応できるよう、教職員の柔軟な勤務体制を導入する。（No. 101） 職員にあっては、的確に事務処理が遂行できる専門性と使命感を持った人材を、業務内容の特性に応じて、適切かつ柔軟な雇用形態で採用する。（No. 102） 業務繁忙期となる年度初めの定期人事異動の時期の見直しを行う。（No. 103）

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>イ 職員の能力開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部研修、学内研修及びOJT等の計画的なSD活動及び法人運営の中核となるプロパー職員の登用を見据えた人材育成に取り組む。 他大学との人事交流や共同研修による人材育成を進める。【No.72】 	<p>イ 職員の能力開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が大学運営に必要な知識・技能を適切に修得できるよう、SD活動を推進し、外部研修、学内研修、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）等の研修を充実するとともに、他大学等との人事交流等による人材育成を行う。（No. 104）
<p>ウ 誰もが活躍できる職場環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての教職員がワーク・ライフ・バランスを実現し、職場及び家庭において充実した活動が出来るよう、育児から介護まで、ライフステージを踏まえた職場環境・体制の整備を進める。 組織を活性化するため、多様な人材の活用及び登用を行う。【No.73】 〈数値目標〉 育児休業等取得者：職員（出産した本人を除く）の育児休業取得率 60%/毎年 育児休業以外の育児に関する諸制度の利用者：第3期累計 30人以上 職員の有給休暇取得日数：10日以上/毎年 	<p>ウ 女性が活躍できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材の確保、組織力の向上等の観点から、メンター制度の導入、保育所の設置など、女性教職員が活躍できる環境整備策を検討し、可能なものから実施する。（No. 105） 子育てと仕事が両立できる環境の整備に努め、育児休業取得資格者のうち、女性教職員は取得希望者の休業取得率 100%を、男性教職員は計画期間において1人以上の取得を目指す。（No. 106） 男女を問わず、計画期間において育児休業以外の育児に係る諸制度の利用者数2人以上を目指す。（No. 107）
<p>(3) 事務等の生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦略的な大学運営の基礎となる各種情報を整理し提供するIR機能の整備、アウトソーシングやIT化による事務の効率化を進める。【No.74】 〈数値目標〉 時間外勤務時間数（総時間数）：対前年減/毎年 	<p>(3) 事務等の生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数年度契約を含む外部委託・人材派遣等のアウトソーシングを推進し、事務処理の効率化を図る。（No. 108） 学内におけるポータル利用の現状を調査し、広範なポータル化、ペーパーレス化等のIT化を推進する。（No. 110）
<ul style="list-style-type: none"> 業務のスクラップ&ビルドを行い、教育・研究組織及び事務局組織の効率的な連携を踏まえた組織改革を進める。【No.75】 	<ul style="list-style-type: none"> 業務内容・業務プロセス・業務量を詳細に把握し、非効率や問題の所在を把握し、これまでの慣行にとらわれないマネジメント改革に取り組む。（No. 97） 常に事務事業の見直し及び効率化を意識した上でスクラップ・アンド・ビルドに努め、事務局組織を業務量に応じて適切かつ柔軟に見直す。（No. 109）
<p>(4) 法令遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員を対象としたコンプライアンス研修等を継続して実施し、法令遵守意識の徹底を図る。【No.76】 	<p>3 社会的責任</p> <p>(2) 法令遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員を対象とした研修の実施等により、コンプライアンス意識の徹底を図る。（No. 138）
<ul style="list-style-type: none"> 監事、会計監査人、監査室職員による情報共有により監査の合理化と監査機能の向上を図るとともに、監査結果を大学運営に的確に反映させる。 公認会計士等専門家の支援の下、適正な内部監査の実施と監査知識の蓄積を進める。【No.77】 	<p>(4) 監査機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査機能を強化するため、公認会計士等の専門家の支援を仰ぐとともに、監査組織を設置する。（No. 111） 監事監査、会計監査人監査及び内部監査による監査体制（三様監査）の有機的な連携を強化し、法人業務の適正化及び効率化を図る。（No. 112）

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>2 財務内容の改善 (1) 自己収入の確保 ・外部研究資金の幅広い情報収集及び獲得、共同研究・受託事業等の拡大により自己収入の増加を図る。【No.78】</p>	<p>2 財務内容の改善 (1) 自己収入の確保 ・科学研究費補助金等の外部研究資金、共同研究・受託事業等の拡大による自己収入の獲得を推進する。(No. 113) ・魅力ある公開講座等の実施により、受講料等収入を確保するほか、大学施設を有効活用し、学外への貸し出しを行う。(No. 114)</p>
<p>・寄付金の使途や成果を積極的に広報し、寄付の勧奨を戦略的に行い、静岡文化芸術大学基金の充実を図る。【No.79】</p>	
<p>(2) 予算の効率的かつ適正な執行 ・学内ニーズに的確に対応する効果的な予算編成を行う。 ・教職員・学生のコスト意識の向上を図るとともに、適正な執行管理による経費節約を進める。【No.80】 〈数値目標〉 管理的経費の効率化：一般管理費（義務的経費除く）第2期平均以下／毎年</p>	<p>(2) 予算の効率的かつ適正な執行 ・これまでの執行実績を踏まえ、学内のニーズに的確に対応し、かつ最大の効果を発揮する予算配分を行う。(No. 115) ・経費の節減等により効率的かつ適正な予算の執行を行うとともに、年度を通じて予算執行を的確に把握し、必要に応じ補正予算を編成する。(No. 116) ・経費の節減及び環境負荷の低減のため、教職員及び学生の意識の向上を図る。(No. 117) ・管理的経費は、平成 33 年度において、平成 28 年度に比して 5 %以上の削減を目指す。(No. 118)</p>
<p>3 施設・設備の整備・活用等 ・静岡県公共施設等総合管理計画に基づき、施設・設備の劣化診断、定期点検を確実に実施し、計画的に修繕・更新を行い、長寿命化を図る。 ・修繕・更新に当たっては、防災・防犯・防疫に対応するとともに、ユニバーサルデザインやデジタル化の推進、省エネルギー及び景観など環境に配慮する。【No.81】</p>	<p>第5 その他業務運営に関する計画 1 施設・設備等の整備・活用等 ・更新期を迎えた設備機器について、劣化度、影響度、緊急度等の観点で優先順位の高いものから計画的に修繕、更新工事を実施する。なお、修繕・更新工事に当たっては、ユニバーサルデザインや、省エネルギー、景観など環境に配慮する。(No. 125) ・教育・研究及び事務作業全般にわたって、学内の情報システムを一元管理し、業務の効率化を推進する。(No. 126) ・学内施設等の利用状況を点検し、有効な利活用を検討するとともに、施設の老朽化、狭隘化等に計画的に対応するなど、ファシリティ・マネジメントの取組を推進する。(No. 127)</p>
<p>・「遠州学林構想（中間答申）」に示された「グローバルデザイン研究所」（仮称）、滞在対話型交流拠点等の形成に向けた検討を進める。【No.82】</p>	

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する計画</p> <p>1 評価の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正なガバナンスの確保のため、定期的な自己点検評価を継続実施し、法定の外部評価の結果とともに、業務改善に的確に反映する。【No.83】 	<p>第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する計画</p> <p>1 評価の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育研究活動及び業務運営の執行状況を継続的に自己点検・評価するとともに、法律に基づき7年以内に一度、認証評価機関による評価を受け、その評価結果を積極的に公開し、教育研究活動及び業務内容等の改善に反映する。(No. 119)
<p>2 情報公開等の充実</p> <p>(1) 情報公開の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育研究を始めとする諸活動の最新情報を適切な媒体で広く公開するとともに、積極的な情報公開を行う。【No.84】 	<p>2 情報公開等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 静岡県情報公開条例の実施機関として適正な情報公開を行うとともに、本学の教育研究活動及び業務内容等の最新情報をインターネットや紙媒体等で積極的に提供する。(No. 120)
<p>(2) 広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 知名度向上と本学が求める学生の確保に向けて、媒体の性質及び訴求対象を踏まえた戦略的な広報を国内外に向けて行う。 教職員の自学に関する理解を促進し、教職員一人ひとりが様々な機会に応じて全学的な広報を行う。【No.85】 	<p>3 広報の充実</p> <p>第2期広報計画に基づいて、重点広報を実施する。</p> <p>(1) 大学の知名度向上、優秀な学生確保に向けた戦略的な広報展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学のブランド力や知名度を高め、優秀な学生を確保するため、情報発信の目的を明確にした上で、広報対象に応じた有効な広報媒体を選択し、的確な広報活動を行う。(No. 121) 公立大学としての認知度を高めるとともに、本学の特色を積極的に広報し、静岡県内に限らずターゲットを絞った重点的な広報を行う。(No. 122) <p>(2) 広報対象に応じた的確な広報ツールの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者をターゲットとした、時代に応じた広報ツールの利用を念頭に、インターネットによる情報発信を推進するとともに、併せてマスコミへの情報提供などパブリシティも積極的に活用する。(No. 123) <p>(3) 教職員による全学広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 学部・学科の特性、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーなど、教職員が自学に対する理解を深めることにより、全学的な広報を実施する。(No. 124)
<p>第5 その他業務運営に関する計画</p> <p>1 安全管理</p> <p>(1) 安全衛生管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生及び教職員の安全確保と健康保持のため、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理を適正に実施する。【No.86】 	<p>第5 その他業務運営に関する計画</p> <p>2 安全管理</p> <p>(1) 安全衛生管理体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生・教職員の健康保持及び安全衛生の向上のため、労働安全衛生法に基づく安全管理体制を整備・充実する。(No. 128)
<ul style="list-style-type: none"> 学生及び教職員が機械器具を安全に利用できるよう、講習等による指導を徹底する。【No.87】 	

第3期 中期計画（案）	第2期 中期計画（対応箇所）
<p>(2) 危機管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害・事故・事件等の緊急事態に適切に対応するため、感染症等の新たな要素も想定に入れて、防災訓練の実施、防災マニュアルの見直し、保安管理体制の見直し等、危機管理体制の充実を図る。【No.88】 	<p>2 安全管理</p> <p>(2) 危機管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学において発生し、又は発生することが予想され、緊急的に対応すべき事件・事故に関するリスク・マネジメントを適切に行うため、危機管理体制の充実を図る。(No. 130) ・学内への侵入者等から学生・教職員を的確に守ることができる保安管理体制について、適時見直す。(No. 131) ・大規模地震・災害等による大学運営への影響を最小限に止めるため、学内の防災・減災対策の充実を図るとともに、日頃から防災訓練等を行い、発災に備えた防災体制を整備する。(No. 132) ・浜松市から指定された帰宅困難者の一時避難所としての機能を果たすため、必要な体制を整える。(No. 133)
<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市や関係機関等との連携をとり、防災・防犯・防疫対策の充実を図るとともに、学生が、学内外において安全な生活を送ることができる環境づくりを推進する。【No.89】 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や警察等と連携して、学生が安心・安全な学生生活を送ることができる環境づくりを推進するとともに、専門家の知見を踏まえ、学内での事故等対応マニュアルを適時見直す。(No. 129) ・「学生の国際交流に係る危機管理マニュアル」の随時見直しとともに、留学生の増加、留学先の多様化に対応するため、危機管理の委託について検討し、早期に実施する。(No. 134) ・学生に対し、学内外における安全管理に関する研修・情報提供等を行い、学生の意識の向上を図る。(No. 135)
<ul style="list-style-type: none"> ・法人が保有する個人情報を適正に管理するとともに、電子データの漏えいを防止するため、情報セキュリティ対策を強化する。【No.90】 	<p>(3) 情報セキュリティの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人が保有する学生・教職員等の個人情報の保護など、セキュリティ対策について適時見直しを行う。(No. 136)
<p>2 社会的責任</p> <p>(1) 人権の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止指針に基づき、効果的な啓発指導や研修を行い、学生・教職員の人権意識の向上や、相談体制の充実強化を図り、本学におけるハラスメントの根絶を目指す。 ・ハラスメント事案が発生した場合には、迅速に被害者救済を行うとともに、修学・就労環境の改善等の措置を行う。【No.91】 	<p>3 社会的責任</p> <p>(1) 人権の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生、教職員等が個人として尊重され、人権を侵害されることのないよう、ハラスメント防止等の教職員、学生向けの研修会を開催するとともに、各種の情報提供を行う。(No. 137)
<p>(2) 持続可能な社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの実現に向け、大学の業務運営、教職員や学生の生活の両面で多様な取組を推進し、取組の状況や成果を広く社会に発信する。【No.92】 	<p>(3) 環境配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節電等の省エネルギー対策を実施するとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の観点に立ち、無駄な廃棄物等の発生を抑制する。(No. 140)